

豊田市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 本市における男女共同参画の推進にあたり、とよた男女共同参画プランの策定に関し必要な調査及び検討を行い、並びに施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係部課相互の総合調整を行うことを目的に豊田市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) とよた男女共同参画プランの策定、推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に向けた行政の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 男女共同参画関係施策の関係部課との連携及び調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画関係施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- (1) 会長は、会務を総理し、副市長をもって充てる。
- (2) 副会長は、社会部共働推進室長をもって充てる。会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 委員は、別表に掲げる者による。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要がある時に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 推進会議に、作業部会を設ける。

- 2 作業部会員は、会長の指定した委員の指名した所属の担当者により組織する。
- 3 作業部会は、会長の指定した男女共同参画関係施策の調査及び研究を行う。
- 4 作業部会は、調査又は研究内容により、該当する担当者により開催する。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局長は生涯学習課長をもって充て、事務局は、とよた男女共同参画センターに置く。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年 4月27日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

(別表)

第3条第3項の委員は以下の通りとする。

所 属	備 考
副 市 長	会 長
社会部共働推進室長	副会長
企画課長	委 員
市政発信課長	委 員
人事課長	委 員
市民相談課長	委 員
地域支援課長	委 員
防災対策課長	委 員
次世代育成課長	委 員
子ども家庭課長	委 員
保育課長	委 員
地域福祉課長	委 員
健康政策課長	委 員
感染症予防課長	委 員
地域保健課長	委 員
ものづくり産業振興課長	委 員
学校教育課長	委 員
生涯学習課長	事務局長
とよた男女共同参画センター	事務局

とよた男女共同参画プラン推進体制

